

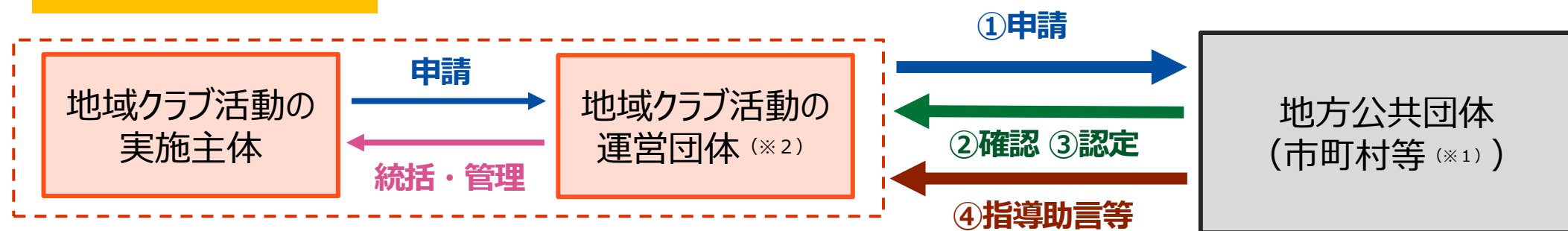
趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

（※1） **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要②

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 ・ 競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上休養日（原則、休日に週1日以上休養日）を設定
③参加費等	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)
④指導体制	・ 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む） ・ 市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 ・ 施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・ 営利を主たる目的とせず運営 ・ 大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・ 学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市町村等による情報提供の促進 ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
③希望する教職員の兼職兼業 ④大会・コンクールへの円滑な参加 など